

静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）第22条の規定に基づき、二地域居住推進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

静岡県知事 鈴木康友

二地域居住推進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、二地域居住を推進するため、静岡県東伊豆町において県が認定する二地域居住者の宿泊を受け入れる宿泊施設に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「二地域居住」とは、当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めることをいう。
- (2) この要綱において「二地域居住者」とは、二地域居住を行う者をいう。
- (3) この要綱において「宿泊施設」とは、旅館業法で定める「旅館業（宿泊料を受けて人を宿泊させる営業）」を行う者をいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

- (1) 補助対象者
東伊豆町内に所在地を有する宿泊施設の事業者（法人または個人事業主）。
- (2) 補助の対象
県が認定する二地域居住者が、補助対象宿泊施設に宿泊する際に、宿泊施設が当該二地域居住者に対して実施した1泊あたりの宿泊料金の割引額。
- (3) 補助額
(2)に掲げる経費の2分の1以内とし、1泊あたり1,000円を限度とする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
交付申請書（様式第1号）

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業に要する経費が交付決定額を越える場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書（様式第2号）
 - イ 事業費の積算根拠となる資料（宿泊記録の写し 等）
- (2) 提出期限
令和9年4月10日まで

第7 請求の手続

- (1) 提出書類 1部
請求書（様式第3号）
- (2) 提出期限
補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

附 則

この要綱は、令和8年度分の補助金に適用する。

様式第 1 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

二地域居住推進事業費補助金交付申請書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

二地域居住推進事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

(宿泊数) (1泊あたり限度額) (補助金額)
人泊 × 1,000 円 = 円

口座振替先 金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人 (カナ)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名・連絡先

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた二地域居住推進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 事業の実績

(宿泊数) (1泊あたり限度額) (補助金額)
人泊 × 1,000 円 = 円

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名・連絡先

様式第3号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた二地域居住推進事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏

名

（注） 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名・連絡先